附　表　平成29年度税制改正による事項別増減見込額

（単位　億円）

改正事項	増減収額		
	道府県税	市町村税	計
不動産取得税	1		1
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置の見直し等	1		1
合計	1	0	1
国税の税制改正に伴うもの	△ 8	△ 4	△ 12
法人住民税	△ 1	△ 4	△ 5
法人事業税	△ 7		△ 7
再計	△ 7	△ 4	△ 11

（注）　上記の他、国税の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の減収見込額は、初年度3億円と見込まれる。

第４表　地方税の課税標準額及び税率の一覧

税目	課税標準額等	税率
道府県税 普通税 道府県民税	個人 １　均等割 （平成29年度課税見込人員62,054千人） ２　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額（総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額及び基礎控除額を控除した金額） （平成29年度課税標準見込額1,273,519億円） (ロ) 申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得等、土地建物等の譲渡に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等については、他の所得と区分した上場株式等に係る課税配当所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額 (ハ) 退職所得に対しては、他の所得と区分した退職所得の金額	個人 １　均等割 標準税率 （平成26年度～平成35年度） 年額1,500円 （本則税率 年額1,000円に年額500円を加算した額） ２　所得割 (イ) 課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額：標準税率 100分の４ (ロ)・申告分離課税を選択した上場株式等に係る課税配当所得等の金額 100分の２ ・課税長期譲渡所得金額 100分の２ （ただし、長期譲渡所得が優良な住宅地の供給と公的な土地取得に資するものの譲渡に係るものである場合 2,000万円以下である場合 100分の1.6 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の100分の２に相当する金額との合計額 長期譲渡所得が所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。）に係るものである場合 6,000万円以下である場合 100分の1.6 6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の100分の２に相当する金額との合計額） ・課税短期譲渡所得金額 100分の3.6 （ただし、国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得の場合 100分の２） ・一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２ ・上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額 100分の２ ・先物取引に係る課税雑所得等の金額 100分の２ (ハ) 分離課税に係る退職所得の金額 100分の４